

学校法人梅花学園役員の報酬等に関する規程

制定 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅花学園（以下「学園」という。）の役員の報酬、手当、退職金及び旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長、学園長、専務理事、常務理事に対しての報酬（基本給・手当・一時金等）は、学校法人梅花学園給与規則（第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第11条、第15条、第16条、第17条、第21条、第32条、第33条）を準用する。なお、理事長、学園長、専務理事、常務理事の報酬月額等は、理事長が個別に稟議により定める。ただし、基本給の限度としては別表第1のとおりとする。
- (2) 学園の教職員（学長、校長等を含む）として給与を支給している理事・常務理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事の報酬は、次のとおり支給する。

　　執務額 1日につき 1万円

- (4) 前号に定める執務額は、理事会、評議員会出席、業務出張等執務の都度支給する。
- (5) 学園の専任教職員のうちから選任された理事（以下「学内理事」という）には報酬は支給しない。
- (6) 監事に対しての報酬は、次のとおり支給する。

　　年間 20万円

- (7) 前号に定める報酬額は、前期分（4月から9月）として4月に10万円を支給し、後期分（10月から3月）として10月に10万円を支給する。

(役員退職金の支給)

第3条 理事長、学園長、専務理事、常務理事が退任したときの退職金は、役員退職金支給内規によるものとする。

第4条 役員（学内理事を除く）が業務のため出張する場合は、出張旅費を支給する。

2 学内理事が出張する場合は、学園の旅費規定の定めるところによる。

(出張旅費の種類)

第5条 出張旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊を要する場合は、宿泊料とする。

(出張旅費の額)

第6条 旅費の額は、別表第2のとおりとし、路程は、住所地から起算する。

(出張旅費の支払い)

第7条 出張旅費は、出張帰着後精算請求によりその都度支払う。ただし、その額が相当多額になる場合は、事前に概算請求により仮払いを行うことができる。この場合も帰着後精算請求を行い、仮払いを精算しなければならない。

2 国、公共団体その他主催者から出張旅費の補助を受けた場合は、差引精算するものとする。

(理事会出席者等の交通費)

第8条 役員（学内理事を除く）には理事会出席又は監査執行の都度交通費実費を支給する。

2 この場合 100km 以上の遠隔地から出席する者に対しては、第 7 条の規定による旅費を支給することができる。

(国外出張)

第 9 条 国外に出張する場合の出張旅費については、その都度理事長が稟議により定める。

(顧問料)

第 10 条 学園の顧問には、顧問料を支給することができる。

2 顧問料は理事長が個別に稟議により定める。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し、その他必要な事項については、理事長が稟議により定める。

附 則

1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

別表第 1

基本給上限額	1,200,000 円
--------	-------------

別表第 2

区 分		金 領
交 通	鉄道賃	旅客運賃、特別急行料金、グリーン料金
	汽船賃	旅客運賃、グリーン料金又は特等料金
	航空賃	実費（特別席料金を除く）
	車賃	実費
日 当		100km 未満 2,600 円 100km 以上 3,500 円
宿泊料		1 泊につき 15,000 円